

# 介護事業者の事故対応

## 胃ろうの利用者を守るため部屋に施錠、身体拘束では？

－認知症の利用者が経管を抜去－

### ■認知症の利用者が経管を抜去

Sさん(91歳・女性)は特別養護老人ホームに入所している要介護5の胃ろうの利用者で、自発動作がほとんどなくほぼ寝たきりの状態です。入所以来5年間事故などの問題もなく過ごしてきましたが、昨年から困った問題が起きるようになりました。同じユニットに入所してきた認知症の重いTさんが、あちこちを徘徊しSさんの居室に入るようになったのです。一度はSさんの胃ろうの経管を抜去してしまい、大きな事故につながるどころでした。施設では、当初認知症のTさんを拘束することを考えましたが、Sさんの家族と話し合っ、寝たきりのSさんの居室に施錠をすることになりました。

ところが、施設に実地監査が入った時に、監査担当者から「利用者の居室に施錠することは身体拘束に該当するので、すぐに止めなさい」と指導を受けたのです。施設では、まずTさんを別のユニットに移動することを検討しましたが、他のユニットにも胃ろうの利用者がいるので同じ結果になってしまい、この案は却下となりました。

一時はTさんを拘束することも考えましたが、Tさんを一日中居室に閉じ込めておくことはできません。Sさんの居室への侵入を防ぐための手段が見つからないのです。ある職員が、「Sさんのベッド脇にフットセンサーを設置して、Tさんが近づいてセンサーを踏んだら鳴るようにしたらどうだろう」と発案しました。施設長も「それは名案だ。早速やってみよう」とフットセンサーを設置しました。ある日センサーコールが鳴り、職員が駆けつけましたが、既にSさんの経管は抜去されていました。

## どのように対応すれば良かったのでしょうか？

### 寝たきりの利用者の居室に施錠しても身体拘束にはならない

#### [事例から学ぶ対応のポイント]

#### ■身体拘束を検討する場合の考え方

利用者への身体拘束を検討する時には「身体拘束に該当するか否か?」「身体拘束に該当する場合、緊急止むを得ない措置かどうか?」の2点を精査しなければなりません。本事例のケースはどうでしょうか?本事例では身体拘束には該当しません。なぜなら、Sさんは寝たきりで自由意思で移動することができないからです。自発動作のない利用者の居室を施錠しても、生活行為や動作を抑制していませんから身体拘束には該当しないのです。しかしながら、Sさんの居室に施錠することは何の問題もないのでしょうか?

#### ■居室の施錠は防火安全上の問題がある

居室の施錠は身体拘束には該当しなくても、火災発生時の避難の障害になりますから、防火安全上の問題があります。防火安全上の施錠の問題は、施錠の方法によって異なります。例えば、自力で避難することができる人であれば、居室は内側から自由に開くようにしておかなければなりません。また、自力で避難できない人の場合でも、外から誰でも開けられるようになっていなければなりません。鍵を持って来て鍵を回さないと開かないような施錠は、いざと言う時鍵が見つからなければ逃げ遅れてしまいます。

#### ■Sさんの場合の解決策は?

Sさんの場合、自力で避難する能力がありませんから、緊急の場合は誰でも開けられるようになっていなければいけません。しかし、認知症のTさんが開けてしまえば困りますから、ちょっと工夫が必要です。幼児のいる家庭でキッチンの扉に付けるベビーガード(チャイルドガード)という商品があります。大人は誰でも簡単に開けられますし、さほど面倒にもなりません。幼児は開けられません。

このベビーガードをSさんの居室の扉の少し高い位置に付けておけば、Sさんは開けられませんが職員や家族は面倒なく開けられます。雑貨量販店にもベビー安全対策グッズがたくさん置いてありますから、探して見ると役立つものが見つかるのではないのでしょうか。



ベビーガード

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江 TEL 03-5789-6456

#### 担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882